第４節　武力攻撃災害の応急の復旧に関する措置

防災庁は、防災庁本庁舎等が武力攻撃災害により被害を受け、国民保護措置の実施等に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがあると認める場合には、安全の確保に配慮した上で、発生後可能な限り速やかに、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を迅速に把握し、その機能の公共性等を勘案し、必要に応じてその機能の暫定的な回復措置等を実施するものとする。特に、国民保護措置の実施上重要な通信施設に障害が生じたときには、必要に応じて代替手段を確保するものとする。

防災庁は、地方公共団体の防災施設など関係施設の被災状況を迅速に把握するとともに、被害状況に応じて対応の緊急性を勘案しつつ、当該地方公共団体に対して速やかに応急の復旧を行い、又は代替機能の確保等を図るよう助言及び支援を行うものとする。

防災庁は、防災庁の所掌に係る応急の復旧のための措置に関して、都道府県知事から求めがあった場合には、関係機関等と連携を図りつつ、必要に応じ、人員の派遣や物資の提供等の必要な支援を行うものとする。

防災庁は、武力攻撃災害の被害を受けた地方公共団体の防災施設など関係施設の復旧については、国の基本的方針に基づき、適切に実施されるよう助言及び支援を行うものとする。

防災庁は、武力攻撃災害からの復旧を行う指定行政機関に対し、避難住民等への救援の実施状況等の引継ぎを行うとともに、国民保護法第140条の規定により都道府県知事等から応急の復旧の求めがあったときは、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を行うものとする。

第５章　緊急対処事態への対処

緊急対処事態対処方針が定められ、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、防災庁は、直ちに防災庁緊急対処事態対策本部を設置し、その所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施するものとする。

防災庁緊急対処事態対策本部の体制については、別に定める庁対策本部の体制に準じるものとする。

緊急対処保護措置の内容及び実施方法については、本計画第１章から第４章までの定めに準じて適宜行うものとする。

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十八日

東北地方整備局長　小島　優

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十三号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子字向原三五二六番一から同町大字松原字堀切沢形一三七七番七までの	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十一月十八日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

釧路地方検察庁網走支部検察官

令和８年検第100084号北海道漁業調整規則違反被疑事件（令和８年領第28号）　1. 個人番号カード１枚　2. 国民健康保険証１枚　3. 小型船舶操縦免許証１枚「以上受還付人日暮貴生紀」　4. キャッシュカード２枚「受還付人ヒグレキセキ」　5. デビットカード１枚　6. クレジットカード１枚「以上受還付人ＫＩＳＥＫＩ　ＨＩＧＵＲＥ」　7. スマートフォン２台　8. アルミネット延長持ち手２本　9. レシート１枚　10. 目出し帽１個　11. 土嚢袋26枚　12. はさみ１本　13. ヘッドライト１個　14. 軽四輪貨物自動車１台　15. 現金93円（番号14に在中していたもの）

令和８年検第100085号北海道漁業調整規則違反被疑事件（令和８年領第29号）　1. スマートフォン２台　2. 網１個　3. 延長持ち手１本　4. 鉤棒１本　5. ナイフ３本　6. レシート２枚　7. ショルダーバッグ１個　8. 現金123,000円（番号７に在中していたもの）　9. ワイヤレスイヤホン１個　10. 小銭入れ１個　11. 現金1,530円（番号10に在中していたもの）　12. タバコ１箱　13. ライター１本　14. スマホケース１個　15. 取扱説明書１枚　16. ウエストポーチ１個　17. 電子タバコ１個　18. 菓子１個　19. ワイヤレスイヤホン１個　20. 保湿クリーム１個　21. タバコ１箱　22. ライター１本　23. 小物入れ１個　24. 現金96,866円（番号23に在中していたもの）　25. ショルダーバッグ１個　26. 小銭入れ１個　27. 現金2,036円（番号26に在中していたもの）　28. プリペイドカード１枚　29. つまようじ２本

山形地方検察庁米沢支部検察官

令和８年検第100106号窃盗被告事件（令和８年領第51号）　1. キャッシュカード34枚　2. カードケース２個　3. 現金2,108,000円　4. 封筒２枚　5. 通帳１通　6. 明細書１枚

水戸地方検察庁検察官

令和８年検第5275号建造物侵入、住居侵入、器物毀棄被告事件（令和８年領第107号）　1. 旧紙幣（10,000円札）１枚　2. 旧紙幣（5,000円札）７枚　3. 旧紙幣（1,000円札）８枚　4. 旧紙幣（500円札）３枚　5. 記念硬貨（5,000円硬貨）９枚　6. 旧硬貨（500円硬貨）13枚　7. 旧硬貨50円硬貨）78枚　8. 旧硬貨（１円硬貨）１枚　9. 記念硬貨（500円硬貨）163枚　10. 記念硬貨（100円硬貨）48枚　11. 旧硬貨（１銭硬貨）４枚　12. 旧硬貨（５銭硬貨）１枚　13. 旧硬貨（10銭硬貨）１枚

水戸地方検察庁土浦支部検察官

令和８年検第1031号電子計算機使用詐欺被告事件（令和８年領第778号）　1. スマートフォン６台　2. 長ズボン２着　3. 半袖Ｔシャツ２着　4. スニーカー１足　5. トレーディングカード446パック　6. トレーディングカード367枚　7. トレーディングカード１冊　8. トレーディングカード３箱　9. トレーディングカード６枚　10. 箱（９が入っていたもの）１箱　11. トレーディングカード111パック　12. ビニール袋（11が入っていたもの）１枚　13. トレーディングカード168パック　14. 気泡緩衝材３枚　15. 段ボール箱（13及び14が入っていたもの）１箱　16. トレーディングカード126箱　17. ビニールバッグ（16が入っていたもの）３個　18. トレーディングカード20パック　19. トレーディングカード10枚　20. ビニール袋（18及び19が入っていたもの）１枚　21. トレーディングカード183枚　22. プラスチックケース（21が入っていたもの）１箱　23. トレーディングカード151枚　24. しおり２枚　25. スリーブ４枚　26. プラスチックケース（23～25が入っていたもの）１箱　27. トレーディングカード169枚　28. プラスチックケース（27が入っていたもの）１箱　29. トレーディングカード128枚　30. しおり１枚　31. スリーブ６枚　32. プラスチックケース（29～31が入っていたもの）１箱　33. トレーディングカード123枚　34. スリーブ７枚　35. プラスチックケース（33及び34が入っ